

# 下関市立大学看護学部履修規程

令和 6 年 9 月 25 日

規 程 第 2 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 1 9 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 2 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下関市立大学看護学部（以下「学部」という。）の授業科目及びその単位数並びに履修方法その他履修に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 学部における授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区別し、その用語の意義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 必修科目 学部の教育上の目的を達成するため、卒業要件として修得を必須としている授業科目をいう。
- (2) 選択科目 学生の履修目的に応じて任意に選択し、修得単位を卒業要件に算入する授業科目をいう。
- (3) 自由科目 単位認定できるが卒業要件に算入しない授業科目をいう。

2 授業科目並びにその区分、配当年次及び単位数は、別表第 1 から別表第 4 までに定めるとおりとする。

3 修得すべき単位数等については、別表第 5 のとおりとする。

( Semester 制 )

第 3 条 学部の授業は、看護研究演習を除き、Semester 制を採用する。

2 前項の Semester 制とは、1 学年を学期に区分し、集中的に密度の濃い学習を行い、単位認定を完結させる制度をいうものとする。

3 学部で採用する Semester 制度は、春学期及び秋学期の 2 学期制とする。

4 看護研究演習は、通年の科目とする。

(履修登録)

第 4 条 学生は、各学期の定められた期日までに、当該学期に履修する科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項の規定により登録した科目について、当該学期の定められた期間にその登録を取り消すことができるものとする。

(履修の制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する授業科目は、その履修を認めない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 単位修得済みの授業科目
- (3) 授業時間が重複する 2 以上の授業科目

(4) 学生の当該年次より高学年次に配当されている授業科目  
(履修の上限)

第6条 履修できる単位数(以下「履修上限単位数」という。)は、各学期24単位までとする。

2 前項に規定する単位のうち看護研究演習については、各学期1単位として計算する。

3 次の各号に掲げる科目の単位は、履修上限単位数に含めない。

(1) 別表第2 教養教育に規定する科目のうちPBL及び科目区分が外国研修の科目

(2) 別表第4 教育職員免許状取得のための科目に規定する科目  
(履修を要する科目)

第7条 学部の学生は、アカデミックリテラシーを履修しなければならない。  
(再履修の制限)

第8条 アカデミックリテラシー及び基礎演習は、再履修することはできない。  
(他学部の専門教育科目の履修)

第9条 学生は、所属する学部以外の学部が開設する専門教育科目の授業科目を履修することができる。ただし、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修し、修得した授業科目の単位は、別表第5の他学部専門科目として6単位を上限に算入することができる。

(進級要件)

第10条 各年次に進級できる要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 2年次への進級

ア 在学期間が1年間以上であること。

イ 別表第3のうち、1年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。

(2) 3年次への進級

ア 在学期間が2年間以上であること。

イ 別表第3のうち、2年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。

(3) 4年次への進級

ア 在学期間が3年間以上であること。

イ 別表第3のうち、3年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。

(臨地実習)

第11条 別表第3に定める科目のうち、臨地実習科目の履修要件は次の各号のとおりとする。

(1) 基礎看護学実習Ⅱを履修しようとする場合は、ヘルスアセスメント、看護過程及び基礎看護学実習Ⅰの単位を修得済みであること。

(2) 3年次配当の臨地実習科目を履修しようとする場合は、別表第3に定める専門教育科目のうち、3年次配当の必修科目（臨地実習科目を除く。）の単位をすべて修得済みであること。

（保健師国家試験受験資格を取得するためのコース）

第12条 看護学部に保健師国家試験受験資格を取得するためのコース（以下「保健師コース」という。）を設置する。

2 保健師コースの定員は、1学年につき15人とする。

3 保健師コースの履修を希望する学生は、別に指定する期日までに学部長へ申請しなければならない。

4 保健師コースを履修する学生は、次に掲げる項目を点数化し、次項に規定する審査委員会の審議を経て、決定する。

(1) 2年次秋学期までの成績

(2) 小論文

(3) 面接

5 保健師コースを履修する学生を選考するために、次の各号の委員で構成する審査委員会を設置する。

(1) 看護学部長

(2) 看護学部副学部長

(3) 公衆衛生看護学を担当する教授のうち学部長が指名する者 1人

(4) 看護学部教務委員会委員のうち学部長が指名する者 1人

6 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表第3に定める専門教育科目のうち、次に掲げる科目の単位をすべて修得しなければならない。

(1) 健康行動科学入門

(2) 健康行動科学方法論

(3) 公衆衛生看護活動論Ⅰ

(4) 公衆衛生看護活動論Ⅱ

(5) 公衆衛生看護活動論Ⅲ

(6) 疫学・保健統計

(7) 公衆衛生看護学実習

(8) 健康政策論

7 公衆衛生看護学実習を履修しようとする場合は、前項第1号から第6号までの科目の単位をすべて修得済みであること。

（その他）

第13条 学生の履修登録等について、この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年9月25日規程第23号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

## 基盤教育

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数		
			必修	選択	自由
外国語	英語 I a	1	2		
	英語 I b	1	2		
	中国語L	1		2	
	韓国語L	1		2	
	ドイツ語L	1		2	
	フランス語L	1		2	
	英語 I c	1	2		
	英語 I d	1	2		
	中国語M	1		2	
	韓国語M	1		2	
	ドイツ語M	1		2	
	フランス語M	1		2	
	英語 II a	2		2	
	英語 II b	2		2	
	英語 II c	2		2	
	英語 II d	2		2	
情報・数理	コンピュータ科学	1		2	
	数学入門	1		2	
	統計入門	1		2	
	コンピュータ活用 I	1		2	
	情報リテラシー	1		2	
	コンピュータ活用 II	2		2	
	プログラミング	2		2	
	メディア論	2		2	
初年次教育	アカデミックリテラシー	1		1	
	基礎演習	1		2	

## 別表第2（第2条関係）

## 教養教育

科目区分		授業科目名	配当年次	単位数		
				必修	選択	自由
リベラル アーツ	人文科学	倫理	1		2	
		文学	1		2	
		芸術	1		2	
		心理学概論	1		2	
		日本史概論	1		2	
		西洋史概論	1		2	
		人文地理学概論	1		2	
		哲学概論	1		2	
		東洋史概論	1		2	
社会科学	社会科学	社会	1		2	
		生命保険概論	1		2	
		経営学	1		2	
		政治	1		2	
		アントレプレナーシップ	1		2	
		経済学	1		2	
		教育学	1		2	
自然科学	自然科学	自然の法則	1		2	
		生命と生態	1		2	
		教養統計	1		2	
		人間と物質	1		2	
		宇宙と地球	1		2	
		科学技術史	1		2	
		自然地理学概論	1		2	
		教養数学	1		2	
生命・健康科学	生命・健康科学	健康と運動	1		2	
		健康と生活習慣	1		2	
		スポーツ実践A	1		1	
		健康と栄養	1		2	
		脳と認知	1		2	
		スポーツ実践B	1		1	
人権・共生	人権・共生	福祉	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		ダイバーシティ	1		2	
		異文化交流	1		2	
		人権	1		2	
		法学総論	1		2	
		多様性と障害理解	1		2	
		多文化共生	1		2	

下 関 学	下関の産業とみらい	1		2	
	下関の観光	1		2	
	P B L	1		2	
キ ャ リ ア 教 育	キャリアデザインA	1		1	
	キャリアデザインB	1		2	
	キャリアデザインC	2		2	
外 国 研 修	外国研修（英語）	1・2		2	
	外国研修（中国語）	1・2		2	
	外国研修（韓国語）	1・2		2	

## 別表第3 (第2条関係)

## 専門教育

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			臨地実習
			必修	選択	自由	
専門基礎教育	スタートアップゼミ	1	1			
	人体の構造と機能Ⅰ	1	2			
	公衆衛生学	1	2			
	人体の構造と機能Ⅱ	1	2			
	薬理学	1	2			
	栄養と代謝	1	2			
	臨床病態学Ⅰ (病理学、微生物学)	1	2			
	臨床病態学Ⅱ (脳神経、呼吸器、循環器)	1	2			
	看護情報学	2	1			
	臨床病態学Ⅲ (消化器、代謝・内分泌、血液・造血器、免疫・アレルギー)	2	2			
	臨床病態学Ⅳ (運動器、腎・泌尿器、皮膚・感覚器)	2	2			
	保健医療福祉行政論	2	2			
	多職種連携論	2	1			
	疫学・保健統計	3		2		
専門教育	基盤看護	看護学概論	1	2		
		コミュニケーション論	1		1	
		ケアリング	1		1	
		生活援助技術	1	2		
		ヘルスプロモーション	1		1	
		ナーシングキャリアデザイン	1		1	
		ヘルスアセスメント	2	2		
	看護過程	2	1			
	看護倫理	2	1			
	基礎看護学実習Ⅰ	2	1		○	
	診療援助技術	2	2			
	基礎看護学実習Ⅱ	2	2		○	
	総合看護技術演習	3	1			
	看護理論	4		1		
臨床看護	ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ	2	2			
	老年ヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	成人ヘルスケア方法論Ⅰ	2	2			
	老年ヘルスケア方法論Ⅱ	2	2			
	成人ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	成人ヘルスケア実習Ⅰ	3	2		○	
	成人ヘルスケア実習Ⅱ	3	2		○	
	老年ヘルスケア実習Ⅰ	3	2		○	
	老年ヘルスケア実習Ⅱ	3	2		○	
	がん看護	4	1			
	リハビリテーション看護	4		1		
	エンドオブライフケア	4		1		
	救急看護	4		1		
	感染看護	4		1		

子どもと家族の看護	ライフステージとヘルスケア概論Ⅱ	2	2			
	小児ヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	ウイメンズヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	小児ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	学校保健	3		2		
	養護概説	3		2		
	健康相談活動	3		2		
	小児ヘルスケア実習	3	2			○
	ウイメンズヘルスケア実習	3	2			○
家族看護学	4	1				
地域看護	暮らしと地域を知る実習	1	1			○
	精神ヘルスケア概論	2	1			
	地域・在宅ヘルスケア概論	2	1			
	公衆衛生看護学概論	2	2			
	精神ヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	健康行動科学入門	2		1		
	健康行動科学方法論	2		1		
	公衆衛生看護活動論Ⅰ	2		2		
	精神ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	3		1		
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	3		1		
	精神ヘルスケア実習	3	2			○
	地域・在宅ヘルスケア実習	4	2			○
公衆衛生看護学実習	4		5		○	
健康政策論	4		1			
看護の統合	看護管理と医療安全	2	2			
	看護研究入門	3	1			
	多職種連携実習	3	1			○
	看護の統合実習	4	2			○
	看護研究演習	4	2			
	情報通信技術と看護	4	1			
	災害看護	4	1			
	国際保健看護学	4	1			

別表第4（第2条関係）

教育職員免許状取得のための科目

授業科目名	配当 年次	単位数		
		必修	選択	自由
教職論	1			2
教育原理・教育課程論	1			2
教育方法論（ICT活用含む）	2			2
教育心理学	2			2
道德教育	2			2
生徒指導	2			2
総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2			2
教育行政	3			2
特別支援教育論	3			2
教育相談	3			2
教育社会学	3			2
養護実習	4			4
養護実習事前・事後指導	4			1
教職実践演習（養護）	4			2

別表第5（第2条関係）

科目区分		卒業必要単位数			
基盤教育	外国語	12	17	125	
	情報・数理	4※①			
	初年次教育				
教養教育	リベラルアーツ	10			
	下関学				
	キャリア教育				
	外国研修				
専門基礎教育		23			
専門教育	基盤看護	14	36		
	臨床看護	18			
	子どもと家族の看護	13	75		
	地域看護	15			
	看護の統合	11			
他学部専門科目※②					

※①「コンピュータ科学」「コンピュータ活用Ⅰ」「情報リテラシー」「コンピュータ活用Ⅱ」「プログラミング」から4単位以上修得しなければならない。

※②他学部専門科目は、6単位を上限に卒業単位数に算入できる。